

利益相反管理方針

当社は、当社等とお客様の間における利益相反の恐れのある取引に関し、法令等及び社内規程に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適正に業務を遂行します。

1. 定義

(1) 「当社等」とは、以下の通り定義します。

- ① 当社
- ② 当社の主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主）
- ③ ①又は②が実質的に支配する他の法人
- ④ ①、②又は③の役員

(2) 「利益相反」とは、当社等とお客様の利害が対立する状況において、お客様の利益が不当に害されることを言います。

(3) 「利益相反の恐れのある取引」とは、お客様と匿名組合契約を締結する営業者が当社等である場合（当社の子会社である貸金業法に基づく貸金業者が営業者となる場合を除く）、または営業者が金銭消費貸借契約を締結する借入人が当社等である場合における私募又は募集の取扱い（金商法第2条第8項第9号に規定する私募又は募集の取扱いをいい、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第3項に定める電子申込型電子募集取扱業務等を除く。）を言います（以下、「対象取引」という）。

2. 利益相反の発生を管理・防止するための管理体制

当社は、利益相反管理を適正に行うため、案件審査会議体で対象取引の特定および管理が一元的に行われるよう管理体制を構築します。

3. 対象取引の管理方法

当社は、営業者または営業者が金銭消費貸借契約を締結する借入人の審査において、対象取引の該当性を確認し、対象取引に該当する場合は、私募の取扱い又は募集の取扱いを行わないものとします。また、これらの管理の適正化を図るため、役職員の研修・教育を行い、社内に周知・徹底します。

以上